

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。20世紀の間に地球の平均気温は0.6℃上昇し、わが国の平均気温も1℃上昇した。

最悪の場合、2100年には1990年と比較して5.8℃気温が上がり88cm海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取組が喫緊の課題であることは誰の目にも明らかである。

このような中、本年7月には、環境・気候変動問題等を主要テーマに、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催されるが、「環境立国」を目指すわが国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取組を、より一層推進する責務があることは論を俟たない。

よって、国におかれては、サミット開催初日の7月7日を「クールアース・デー」として定めたことについて広く周知を図り、国民が地球温暖化防止のために、CO₂の削減など具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及促進を図るよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 毎年7月7日の「クールアース・デー」においては、電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動等の啓発イベントを開催するなど、地球温暖化防止に向けた実効性の伴う国民的運動を創出し、その普及促進に努めること。
- 2 クールビズやウォームビズのさらなる浸透を図り、地球温暖化防止に配慮した室内の適正な温度調節等の実施率を高めること。
- 3 協賛企業の拡大やエコポイント制度の普及促進に努めることなどにより、「チーム・マイナス6%」などの国民的プロジェクトの一層の普及促進を図ること。
- 4 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体を創設し、その信用性を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
環 境 大 臣	鴨 下 一 郎 様